

## 受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

### (目的)

第1条 この基準は、災害時に受水槽の水道水を有効活用できるように、受水槽に非常用給水栓を設置する場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 この基準は、災害時に佐倉市水道事業から水道水が供給されない場合、若しくは災害時にポンプ設備が停止して給水されない場合のみ使用できる非常用給水栓の設置に適用する。

### (設置の条件)

第3条 非常用給水栓の設置条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非常用給水栓には、災害時以外の使用を防止する措置がされていること。
- (2) 非常用給水栓は、口径Φ20 mm以下とし、原則1個とすること。
- (3) 分岐管を設ける場合は、分岐管の直近に仕切弁を設け、管内に水が滞留しない措置を行うこと。
- (4) 非常用給水栓の取出し位置は、受水槽の壁面、連通管、流出管又は水抜管に設置し、受水槽有効容量の最低水位より高い位置とすること。
- (5) 既設受水槽に非常用給水栓を設置する場合、受水槽本体の強度に影響を与えない構造とすること。
- (6) 非常用給水栓は、受水槽の周囲1メートル以内で、維持管理を妨げない位置に設置すること。
- (7) 住民への周知方法として、「災害時の使用に限定」のプレートを掲示すること。なお、プレートの材質は腐食や破損の恐れがないものとして、大きさは縦30 cm×横10 cm以上とすること。
- (8) 非常用給水栓の施工は、佐倉市水道事業指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）にて行うこと。

### (申し込み)

第4条 設置者は、佐倉市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）へ申し込みを行い、承諾を得るものとする。

2 前項の申し込みは、「非常用給水栓設置申込書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 案内図
- (2) 給水栓または給水管を設置する場所
- (3) 給水栓、給水管等の仕様書および設置方法
- (4) 非常用給水栓の不適切使用防止措置
- (5) 対象となる受水槽の詳細内容
- (6) 設置者および管理責任者選定届（第2号様式）
- (7) その他、管理者が必要とする書類

3 申込を行う際に指定工事事業者は、設置者に対して受水槽に設置する非常用給水栓の取り扱いに係る遵守事項、その他提出書類の内容について十分に説明を行うこと。

4 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合には、第2項に掲げる書類により申し込み手続きを行うこと。その場合、従前の書類に変更がないものについては省略できるものとする。

(審査)

第5条 管理者は、前条の規定により申し込みのあった場合は、第3条各号に掲げる事項について審査を行う。

(承諾)

第6条 管理者は、前条の規定による審査の結果、適当であると認められた場合は、非常用給水栓の申し込みを承諾し、「非常用給水栓設置承諾書」(第3号様式)により設置者へ通知する。

(確認等)

第7条 設置者は、非常用給水栓の設置完了後、遅延なく、「非常用給水栓設置完了届」(第4号様式)に、次に掲げる書類を添付して管理者に提出し、確認を受けなければならない。

(1) 給水栓が第3条各号に適合することが確認できる写真

(2) 竣工図面

(維持管理及び点検)

第8条 非常用給水栓の維持管理及び点検については、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 設置者は、設置者又は管理責任者に変更があった場合には、「設置者および管理責任者選定(変更)届」(様式第2号)により管理者に提出すること。

(2) 非常用給水栓の維持管理については、管理責任者が適切に管理及び点検をすること。

(3) 非常用給水栓設置状況について、年1回、「非常用給水栓定期点検結果報告書」(第5号様式)を管理者へ提出すること。

なお、管理状況が分かるように非常用給水栓定期点検結果報告書に写真を添付すること。

(使用)

第9条 非常用給水栓の使用については、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 非常用給水栓の使用を開始する前に、残留塩素が基準値0.1mg/L以上であることの確認を行うこと。

(2) 災害時に非常用給水栓を使用したときは、「非常用給水栓使用届」(様式第6号)により、使用日時を管理者へ報告すること。また、不正使用防止措置を解除した場合は、再度防止措置を行い、状況写真を管理者へ提出すること。

2 非常用給水栓を、災害時以外など本来の目的以外に使用した場合は、その理由を管理者へ説明するとともに管理方法についての是正策を提出すること。

(立ち入り調査)

第10条 管理者は、受水槽周辺に立ち入り、非常用給水栓の管理状況等を点検することができる。

2 管理者は、前項の規定による立ち入り調査を実施したときは、「非常用給水栓点検結果通知書」(様式第7号)により、管理責任者に通知するものとする。

(廃止)

第11条 設置者は、非常用給水栓を撤去する場合、「非常用給水栓廃止届」(第8号様式)を管理者へ提出するものとする。

2 非常用給水栓撤去後、状況確認ができる写真を管理者に提出し、確認を受けること。

(取消)

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による承諾を取消し、非常用給水栓の撤去を命じることができる。

(1) 第7条に掲げる書類の提出を行わないとき。

(2) 第8条の定期報告を行わないとき。

(3) 非常用給水栓の設置後、第3条各号の規定に不適合と認めるとき。

(4) 第10条の規定に基づく立入点検による是正事項に対して、猶予すべき理由なしに期日まで対応が講じられないとき。

(5) 災害時以外の不適切な使用があると認められるとき。

2 管理者は、前項の規定により取消しを決定したときは、「非常用給水栓取消通知書」(第9号様式)によりを設置者に通知するものとする。

(費用負担)

第13条 非常用給水栓の設置及び管理に要する費用は、設置者の負担とする。また、撤去についても同様とする。

(事務処理等)

第14条 管理責任者は、非常用給水栓設置に関する書類について、適切に管理、保管をすること。

(その他)

第15条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

非常用給水栓設置申込書

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

申請者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

印

住所又は所在地

電話番号

(個人の場合は、自署することにより押印を省略することができる)

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準に基づき、非常用給水栓設置することを申し込みます。なお、裏面に掲げる事項を遵守するとともに、災害時以外で使用した場合は、いかなる処置に対しても、異議申し立てをせず、直ちに指示に従うことに同意します。

設置場所	設置場所 佐倉市 建築物の名称
設置位置	<input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管
受水槽について	受水槽の寸法 m× m× m 有効容量 m <sup>3</sup> 建築物の給水戸数 戸 耐震対策
佐倉市指定給水装置工事事業者 (申込代理人)	佐倉市指定番号 第 号 事業者名 所在地 電話番号 担当者名 印
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図、平面図、立面図、機器仕様書</li> <li>・非常用給水栓仕様、設置箇所、設置方法を示すもの</li> <li>・非常用給水栓の不適切使用の防止措置を示すもの</li> </ul>

※ □には該当するものにレ点をいれる。

(裏)

## 受水槽に設置する非常用給水栓の取り扱いに係る遵守事項

- (1) 災害時において、速やかに非常用給水栓が使用できるものとし、かつ、災害時以外の使用がないように、非常用給水栓および付属用具を適切に管理すること。
- (2) 災害時に佐倉市上下水道部から水道水が供給されない場合、若しくは災害時にポンプ設備等の機能が損なわれて給水されない場合にのみ使用すること。
- (3) 非常用給水栓が、受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準（以下「基準」という。）第3条各号に適合する状態を維持すること。
- (4) 災害時に非常用給水栓を使用した場合は、基準第9条の規定に基づき「非常用給水栓使用届」（様式第6号）により、届け出すること。
- (5) 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合には、基準第4条の規定に基づき改めて申し込むこと。また、撤去したときは、基準第11条の規定に基づき「非常用給水栓廃止届」（様式第7号）を提出すること。
- (6) 基準第10条の規定に基づき、管理者が受水槽の周辺に立ち入って行う、非常用給水栓の管理状況等の点検を拒まないこと。
- (7) 基準第12条各号のいずれかに該当するときは、管理者の命じるところにより非常用給水栓を撤去すること。
- (8) 非常用給水栓の設置に関わらず、災害時用飲用水（3リットル／1日／1人 3日分）の確保に努めること。

第2号様式（第8条関係）

設置者および管理責任者選定（変更）届

年 月 日

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

⑩

住所又は所在地

電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準により、非常用給水栓の設置者および管理責任者を選定（変更）したので、届出します。

設置者 住 所  氏 名  電話番号	印
管理責任者 住 所  氏 名  電話番号	印
設置場所 住 所 佐倉市  建築物の名称	

非常用給水栓設置承諾書

様

佐倉市上下水道事業管理者

印

申込のありました受水槽に設置する非常用給水栓の設置について、次のとおり承諾いたします。

申込年月日	年 月 日	受付番号	
設置者氏名			
設置場所	設置場所 佐倉市 建築物の名称		
遵守事項	<p>(1) 災害時において、速やかに非常用給水栓が使用できるものとし、かつ、災害時以外の使用がないように、非常用給水栓および付属用具を適切に管理すること。</p> <p>(2) 災害時に佐倉市上下水道部から水道水が供給されない場合、若しくは災害時にポンプ設備等の機能が損なわれて給水されない場合にのみ使用すること。</p> <p>(3) 非常用給水栓が、受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準（以下「基準」という。）第3条各号に適合する状態を維持すること。</p> <p>(4) 災害時に非常用給水栓を使用した場合は、基準第9条の規定に基づき「非常用給水栓使用届」（様式第6号）により、届け出ること。</p> <p>(5) 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合には、基準第4条の規定に基づき改めて申し込むこと。また、撤去したときは、基準第11条の規定に基づき「非常用給水栓廃止届」（様式第7号）を提出すること。</p> <p>(6) 基準第10条の規定に基づき、管理者が受水槽の周辺に立ち入って行う、非常用給水栓の管理状況等の点検を拒まないこと。</p> <p>(7) 基準第12条各号のいずれかに該当するときは、管理者の命じるところにより非常用給水栓を撤去すること。</p> <p>(8) 非常用給水栓の設置に関わらず、災害時用飲用水（3リットル／1日／1人 3日分）の確保に努めること。</p>		

年 月 日

非常用給水栓設置完了届

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

⑩

住所又は所在地

電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準により、非常用給水栓の設置が完了したので  
届け出いたします。

受付番号	
設置場所	設置場所 佐倉市 建築物の名称
設置完了日	
施工業者	

非常用給水栓定期点検結果報告書

（宛先） 佐倉市上下水道事業管理者

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

⑩

住所又は所在地

電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準により、非常用給水栓の定期点検を行ったところ不適切使用防止措置について当初設置のとおりでありましたので報告します。

水栓番号	
設置場所	設置場所 佐倉市 建築物の名称
点検年月日	
所見および是正箇所	
添付書類	・受水槽全体写真 ・非常用給水栓設置状況写真 ・不適切使用防止措置状況写真

非常用給水栓使用届

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

⑩

住所又は所在地

電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準により、災害時に非常用給水栓を使用しましたので、届け出いたします。

水栓番号	
設置場所	設置場所 佐倉市 建築部の名称

使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用量※	m <sup>3</sup>
備考	

※印の欄は、佐倉市上下水道部使用欄

非常用給水栓点検結果通知書

様

佐倉市上下水道事業管理者

印

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準により、非常用給水栓の立入点検を行ったので通知します。

点検年月日	年 月 日
点検員名	⑩ ⑩
水栓番号	
設置場所	設置場所 佐倉市 建築物の名称
所見	
改善指示等	
	指定期日 : 年 月 日

非常用給水栓廃止届

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

⑩

住所又は所在地

電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準第 11 条の規定により、非常用給水栓の廃止を届け出いたします。

設置場所 設置場所 佐倉市 建築物の名称	
設置位置 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管	
承諾年月日	
廃止年月日	
廃止理由：	

凡例：□に該当するものにレ点をいれる

非常用給水栓取消通知書

様

佐倉市上下水道事業管理者

印

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準第 12 条の規定により、同第 6 条の承諾の取消しを通知します。

設置場所 設置場所 佐倉市 建築物の名称	
設置位置 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管	
承諾年月日	年 月 日
取消年月日	年 月 日
取消理由：	

※ に該当するものにレ点をいれる